

札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件
平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び第289条の規定により、別紙協議書のとおり、札幌広域圏組合を解散し、及びその財産を処分する。

（理 由）

札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分について、関係市町村と協議するため、本案を提出する。

(別 紙)

札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議書

(組合の解散)

第1条 札幌広域圏組合(以下「組合」という。)は、平成31年7月31日をもって解散する。

(財産処分)

第2条 組合が保有する札幌ふるさと市町村圏基金の現在高15億220万円のうち、13億5,220万円は別表1の左欄に掲げる市町村に対し、13億5,220万円に同表の中欄に掲げる割合を乗じて算出した同表の右欄に掲げる額を、1億5,000万円は北海道に対し、その全額を配分する。

第3条 札幌ふるさと市町村圏基金事業特別会計の剰余金は、別表1の左欄に掲げる市町村に対し、当該剰余金に同表の中欄に掲げる割合を乗じて算出した額を配分する。

2 剰余金(前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)は、別表2の左欄に掲げる市町村に対し、剰余金に同表の右欄に掲げる割合を乗じて算出した額を配分する。

3 組合は、その解散の日において所有する物品を、札幌市に対し無償で譲渡する。

4 前3項に掲げるもののほか、組合の解散の日以後において、従来組合が処理していた一切の事務は、札幌市が承継する。

(この協議書に定めがない事項)

第4条 この協議書に定めがない事項については、関係市町村が協議の上、別に定める。

別表1 (第2条、第3条第1項関係)

札幌市	100分の67.53	913,140,660円
江別市	100分の5.98	80,861,560円
千歳市	100分の5.03	68,015,660円
恵庭市	100分の4.20	56,792,400円
北広島市	100分の3.87	52,330,140円

石狩市	100分の 8.27	111,826,940 円
当別町	100分の 2.87	38,808,140 円
新篠津村	100分の 2.25	30,424,500 円

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

札幌市	100分の 67.77
江別市	100分の 6.56
千歳市	100分の 5.66
恵庭市	100分の 4.83
北広島市	100分の 4.50
石狩市	100分の 4.69
当別町	100分の 3.28
新篠津村	100分の 2.71